

栃木町文書

(もと「日光県文書」)

本文書はかつて栃木県立図書館が「日光県文書」として東京の古書店から購入したもので、昭和六三年に文書館に移管され、いまは「栃木町文書」と文書名が変わっています。

日光県は廃藩置県以前の明治二年(一八六九)二月に設置され、同四年一月まで存続しましたが、本文書二三五点のうち、明治以降のいわゆる近代文書は四七点で、その他は栃木町に関する近世文書です。

栃木町は足利藩の支配地でしたが明治三年七月に日光県と足利藩の間で互に飛地の交換が行われ、この村替で栃木城内村が日光県管轄となりました。その時、栃木町は「栃木町城内村と高は相分れ有之候得共、水帳・免定等も栃木城内村と有之、一村一鉢二候」(「御裁許証文写」とあるように、同じく日光県下に入り、四年五月には同県の石橋出庁も栃木町に移されました。

しかし、明治四年正月の上州大荷

場村からの「送一札之事」(図1)を見ると、宛先が「足利藩支配所栃木町」となっています。これは情報が伝わっていなかったということなのでしょう。

本文書はもともと栃木町の間屋兼帯年寄小林源太郎家に原蔵されていたもので、近世文書の主なものは、『栃木市史』史料編・近世(昭和六一年刊)に収録されています。

栃木町は巴波川の水運による商業の利益で栄えていました。塩・粕・干鰯などを独占的に商っていました。嘉右衛門新田など問屋と直取引をする村が現れたため訴訟事件となり、争いは文政・弘化年間から明治

に及びました。「言葉の多根」(図2)は新政府への最後の嘆願を綴ったものです。

また、水運に関して、栃木・部屋川岸間の早瀬は棹のみでは通れず綱で引きましたが、荷積問屋と綱手道村々が対立し、万延年中には栃木町最寄村を巻き込む争いになっていくことが史料からわかります。

幕末の元治年間には水戸天狗党の浪士による金策強談に悩まされたが、「申上候書付」(図3)は難を避けて家出し各地を転々とした町年寄源太郎の記録です。

栃木県成立後の明治六年八月には栃木町外九村は第一大区一小区に属しました。県では民会設立の機運が高まるのに応じて、明治十一年一月

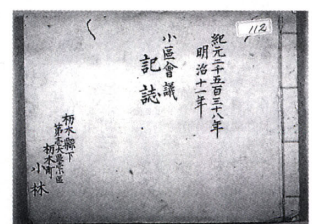


図4 小区会議記誌(No112)

「小区会憲法」を布達しましたが、これに基づいて五月には栃木町で小区会議が開催されたことが、「小区会議記誌」(図4)でわかります。

これは、議員となった小林栄三郎が筆録したもので、各村から選出された議員は五〇名、栃木町中教院講堂を議場とし、「道路橋梁ノ修繕」などの議題が取り上げられています。

この年一月には大小区制そのものが廃止されて、郡と町村になりましたので、この種の小区会は珍しいものと言えますが、栃木町は県令の膝元だけに布達にいち早く対応したのも思われます。

本文書は、元治元年に栃木町を襲ったいわゆる愿蔵火事の災厄から免れ、古書店から買い戻されて散逸からも免れたわけで、幸運であったと言うことができます。

(石川 健)

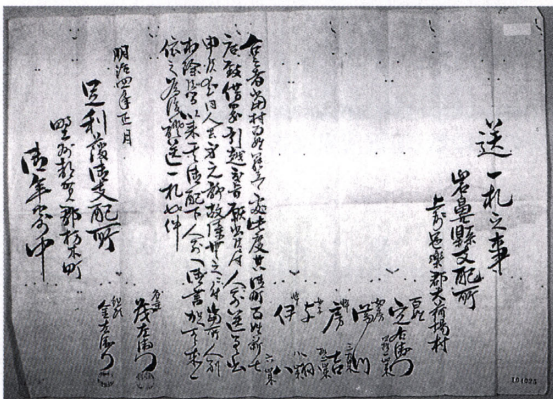


図1 送一札之事(No111)

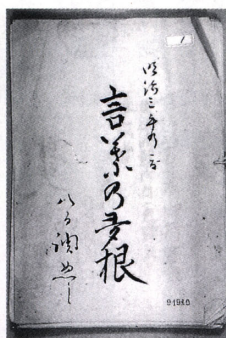


図2 言葉の多根(No1)

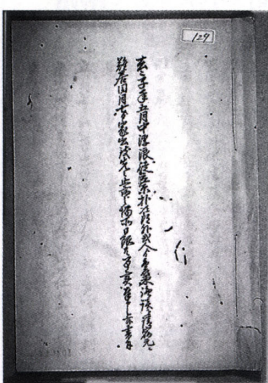


図3 申上候書付(No129)